

京都市消防局告示第3号

消防法施行規則（以下「規則」という。）第12条第1項第8号ハ（規則第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。）の規定に基づき、総合操作盤を設置しなければならない防火対象物を平成16年10月28日から次のとおり指定します。

平成16年10月28日

京都市消防局長 森澤 正一

- 消防法施行令（以下「令」という。）別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物で、次に掲げるもの
- 1 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上であるもの（令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物にあっては、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるものに限る。）
 - 2 地階を除く階数が5以上10以下で、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上であるもの（令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物にあっては、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上であるものに限る。）
 - 3 地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるもの

（京都市消防局予防部指導課）